

東京都北区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年四月一日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第二十七号

東京都北区特別区税条例の一部を改正する条例

東京都北区特別区税条例（昭和三十九年十二月東京都北区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項第一号イ中「ニ」を「ハ及びホ」に改め、同号ロ中「又は」を「（ハに掲げるものを除く。）」又は「に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「又は」を「（ハに掲げるものを除く。）」又は「に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 二輪のもので、総排気量が〇・一二五リットル以下かつ最高出力が四・〇キロワット以下のもの 年額 二千元

第四十六条第二項第五号中「定格出力」の下に「（第三十九条第一項第一号ハに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区特別区税条例第三十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和七年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に

例 について適用し、令和六年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の
による。